

以下の【事例】における甲、乙及び丙の罪責について論ぜよ。（道路交通法違反は除く。）

【事例】

1. 甲は、草野球チームAに所属していたが、最近入団したPがチームの方針に口を挟んでくるので、新人のくせに生意気だと感じ、制裁を加えようと考えた。しかし、甲は、Pが自分より大柄で喧嘩も強そうなので一人では不安に思い、高校の野球部の後輩で同じくAに所属する乙に、「最近Pが生意気だからヤキを入れてやろう」ともちかけた。乙は、これまで甲に散々振り回されてきており、甲のことを疎ましく思っていたが、先輩である甲にさからうことはできず、また、乙自身もPのことは生意気だと考えていたため、甲の提案を承諾した。甲と乙は、Pの反撃を防ぐために、Pを酔わせてから暴行することを計画した。
2. 甲と乙は、8月3日午後8時、焼肉パーティーを名目に、Pを甲の自宅に呼び出した。甲の自宅は、歩道のない二車線の道路に面した3階建てアパートBの2階部分に位置する一部屋であり、室内には、道路側に窓があったがベランダなどはなかった。甲は、Pに酒を飲ませ酔わせた後、同日午後10時頃、Pの胸倉を掴んでその顔面を手拳で複数回殴打し、倒れたPの腹部を複数回蹴るなどした。乙は、甲と一緒にPに酒をすすめるなどしたが、いざ甲がPに暴行をはじめると、自分のしていることが怖くなり手を出すことはなかった。Pは、自分が酔っていることに加えて相手は二人なので分が悪いため、この場から逃走しようと考えたが、玄関のドアと自分との間には甲と乙がいることから、自分のすぐ後ろにある道路側に面した窓から逃げるしかないと判断した。そこで、甲と乙の注意がそれた隙をつき、部屋の窓を開け道路に向けて飛び降りた。
3. 小学校教師丙は、同時刻、Bアパートの前にある道路を車で走行していたところ、突然大きな音と共に、自車の後部に何か重いものが落ちてきた衝撃があったのを感じた。丙は、車から降りて後部を確認したところ、車の後ろに人（P）が倒れていた。丙は、先ほどの衝撃から、PがBアパートのいずれかの階から落下してきて自車にぶつかったと判断した。丙は、Pに声をかけたが応答がなかったため、病院に連れて行く必要があると考え、今からだと救急車を呼ぶより自分が車で連れて行った方が早いと判断し、Pを自車の後部座席に運び込み、車を発進させた。しかしながら、丙は、以前の交通違反のために免許停止中であり、このままPを病院に運び込んだら、自身の無免許運転がばれて職を失うのではないかと不安になった。そのため、Pを直ちに病院に連れて行かなければ死亡するかもしれないと認識しながら、漫然と車を走らせ、その結果、Pは車内で死亡した。Pの死因は、甲の部屋から飛び降りて丙の車に頭部を衝突させたことによるクモ膜下出血であり、丙が、Pを自車に運び込んだ後直ちに病院に連れて行っていれば、Pは確実に一命をとりとめていた。